

地方自治法第199条の規定による定期監査(行政監査を含む)の結果に基づき措置状況について通知を受けたので、同条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年6月30日

朝倉市監査委員 田原 誓成

朝倉市監査委員 半田 雄三

定期監査の結果に基づく指摘事項の措置状況

対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況

対象部局 人権・同和対策課

指 摘 事 項	措 置 状 況
〔契約事務〕 物品購入及び封入作業に係る契約において、契約書に収入印紙が貼付されていなかった。	本業務については、従前は物品購入として需用費から支出していましたが、封入作業の委託が含まれているため、今回は業務委託費から支出しました。しかしながら、収入印紙の取扱いについては、需用費に係る契約時の取扱いのまま事務処理を行ってしまい、契約書への収入印紙の貼付が漏れていました。監査の指摘を受け、速やかに受注者へ依頼し、契約書へ収入印紙の貼付を行いました。 今後は、印紙税の取扱いを十分に確認し、間違いのないようにします。